

令和 7 年 3 月市議会定例会議

経済民生常任委員会資料

- | | | | |
|------------|---|-----|-------|
| 1 議案第 29 号 | 福島市産業振興基金条例を廃止する条例制定の件 | ・・・ | 2 ページ |
| 2 議案第 33 号 | 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の
整備に関する条例制定の件（商工観光部所管分） | ・・・ | 3 ページ |
| 3 議案第 18 号 | 令和 6 年度福島市一般会計補正予算（商工観光部所管分） | ・・・ | 5 ページ |

商 工 観 光 部

1 議案第 29 号 福島市産業振興基金条例を廃止する条例制定の件

福島市産業振興基金条例を廃止する条例制定の件

(議案書 107 ページ)

廃止する条例	福島市産業振興基金条例（平成14年条例第31号）		
廃止する条例の概要	（設置） 第1条 商工業の振興を目的とする事業を効果的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島市産業振興基金を設置する。		
条例廃止の理由	基金残高の減少に伴い、事業への活用を終えるため、条例を廃止するものである。		
条例に係る経過	平成 7年4月	・地方拠点法（オフィスアルカディア構想）に基づき、福島地方拠点都市地域における大笹生地区の産業業務施設の開発整備を図る第三セクター法人（株）福島研究公園センター設立。 ・福島市から計8億円を同法人へ出資（平成8年7月までに分割出資）。	
	平成14年6月 12月	・景気の低迷など社会経済情勢の変化により、（株）福島研究公園センター解散。 ・福島市産業振興基金条例を制定。	
	平成15年3月 4月～	・市へ返還された8億円のうち5億円を基金へ積立て。 ・基金を財源として主に次の事業を展開。 ①各種補助事業（新産業創出、新製品開発、販路拡大など） ②産業支援コーディネーターによる産業振興事業 ③企業間連携事業 ④産学連携支援	
	令和5年度末 時点	・基金残高6,565千円（全額を6年度市補助事業財源に充当）	
条例廃止の影響	基金を充当してきた一部事業は、既に令和6年度から一般財源で継続している。 基金廃止以後も事業効果を検証しながら、引き続き地域産業の振興を図る。		
条例の施行日	令和7年4月1日		

2 議案第 33 号 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件（商工観光部所管分）

松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（商工観光部所管分）

（議案書 120 ページ）

①第 14 条 福島市中小企業振興基本条例（平成 27 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「高等学校及び中等教育学校」を「高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
（略） （6）教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>及び<u>特別支援学校</u>をいう。 （略）	（略） （6）教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。 （略）

2 議案第 33 号 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件（商工観光部所管分）

②第 15 条 福島市飯野ふれあい館条例（平成 20 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表備考を備考第 1 号とし、同表備考に次の 1 号を加える。

2 「小・中学生」とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。

新旧対照表

改 正 後		改 正 前															
別表（第 10 条関係） 1 入館料 <table> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">使用単位</th><th colspan="2">金額</th></tr> <tr> <th>個人</th><th>団体</th></tr> <tr> <td>一般</td><td>1 人 1 回</td><td>4 0 0 円</td><td>3 5 0 円</td></tr> <tr> <td>小・中学生</td><td>1 人 1 回</td><td>2 0 0 円</td><td>1 5 0 円</td></tr> </table>		区分	使用単位	金額		個人	団体	一般	1 人 1 回	4 0 0 円	3 5 0 円	小・中学生	1 人 1 回	2 0 0 円	1 5 0 円	備考 1 「団体」とは、2 0 人以上の団体をいう。 備考 2 「小・中学生」とは、 <u>小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u>	
区分	使用単位			金額													
		個人	団体														
一般	1 人 1 回	4 0 0 円	3 5 0 円														
小・中学生	1 人 1 回	2 0 0 円	1 5 0 円														

（提案理由）

松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する改正を行うものである。

3 議案第 18 号 令和 6 年度福島市一般会計補正予算（商工観光部所管分）

7 款 商工費 1 項 商工費

（単位 千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2 商工業振興費	2,545,780	84,004	2,629,784				84,004	○工業振興費 84,004 企業立地促進費 57,496 土地開発公社借入金利子補給事業費 26,508

（補正予算説明書 16 ページ）

繰越明許費補正（追加）

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	14,551 千円

（議案書 62 ページ）

（1）工業振興費 企業立地促進費 57,496 千円（負担金補助及び交付金）

①補正内容 福島市企業立地促進条例に基づき、立地企業に「用地取得助成金」、「雇用奨励助成金」を交付する。

【用地取得助成金】

企業名	業種	立地場所	取得面積（㎡）	用地取得費（円）	取得費のうち助成金対象※（円）	助成率	助成額（円）	適用条例	審議会答申日
朝日システム（株）	情報サービス業	工業団地以外（三河南町地内）	1,283.12	330,000,000	188,654,178	100分の30以内（上限7千万円）	56,596,000	令和3年条例	R6.12.16

※用地取得費（330,000,000 円）は契約額。規則で定める基準額（188,654,178 円）と比較して少ない方の額が対象

【雇用奨励助成金】

企業名	業種	立地場所	当該事業所従業員数	うち新規地元常用雇用	1人あたり助成額	助成額（円）	補助対象期間	適用条例	審議会答申日
（株）ロジコムホールディングス	物流業	福島おおぞうインター工業団地	18人	3人	30万円	900,000	3年間のうちの3年目	平成30年条例	R2.1.29

3 議案第 18 号 令和 6 年度福島市一般会計補正予算（商工観光部所管分）

②福島市企業立地促進条例

（令和 3 年条例 別表抜粋）

	交 付 要 件	助 成 額
用地取得助成金	【用地が工業団地以外の場合】 (1)操業開始日における新規地元常用雇用者及び本市転入常用雇用者の合計人数が次のアからウまでに定める人数以上であること。 ア 用地取得面積が 5,000 ㎡未満の場合 1 人 イ 用地取得面積が 5,000 ㎡以上 15,000 ㎡未満の場合 2 人 ウ 用地取得面積が 15,000 ㎡以上の場合 3 人 (2)準工業地域、工業地域又は工業専用地域又は都市計画決定していない地域に立地すること。ただし、特定流通業務施設、研究開発機能又は本社・支社機能を有する施設を設置するものにあつては、この限りでない。 (3)投下固定資産総額が 1 億 5,000 万円（中小企業にあつては 3,000 万円）以上であること。 (4)用地取得後 3 年以内に操業を開始すること。 (5)当初計画した事業を 10 年以上継続すること。	用地取得費（契約額又は規則で定める基準額で、いずれか低い額）の 100 分の 30 以内の額（上限 7,000 万円） 特定集積産業※¹にあつては、100 分の 40 以内の額（上限 1 億円）

※1 特定集積産業：医療・健康関連企業、ロボット・航空関連企業及び農産物加工関連企業

（平成 30 年条例 別表抜粋）

	交 付 要 件	助 成 額
雇用奨励助成金	(1)用地取得助成金若しくはオフィス等賃借助成金の決定を受けた企業又は工業団地内の市長が指定した区画に立地した企業であること。 (2)新規地元常用雇用者を操業開始日から 1 年以上継続して雇用すること。	新規地元常用雇用者 1 人につき 1 年間雇用するごとに 30 万円とし、対象期間は操業開始日から 3 年間（特定集積産業※²は 5 年間）

※2 特定集積産業：医療・福祉関連企業、健康器具関連企業、健康食品関連企業及び農産物加工関連企業

3 議案第 18 号 令和 6 年度福島市一般会計補正予算（商工観光部所管分）

奨励措置対象企業の概要 1

1 立地企業

- (1) 企業名 朝日システム株式会社
(2) 本社所在地 福島市伏拝字台田1-2
(3) 代表者 代表取締役 成茂 彩生
(4) 設立 昭和55年10月
(5) 従業員数 160名(令和6年6月現在)
(6) 事業内容 ソフトウェア開発、システムエンジニアの労働者派遣

2 立地概要

- (1) 立地場所 福島市三河南町2-5ほか
- (2) 用地取得 令和6年7月
- (3) 新規雇用 5人予定（新規地元常用雇用者）
- (4) 投下固定資産総額 約5億円予定（用地取得費を除く家屋及び償却資産の投下額）
- (5) 操業開始 令和8年2月予定



奨励措置対象企業の概要 2

1 立地企業

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 企 業 名 | 株式会社ロジコムホールディングス |
| (2) 本社所在地 | 広島市東区矢賀新町五丁目7-4 |
| (3) 代 表 者 | 代表取締役社長 大上 正人 |
| (4) 設 立 | 昭和34年6月 |
| (5) 従業員数 | グループ全体1,395名
単体56名(令和6年3月現在) |
| (6) 事業内容 | 自動車関連製品の保管、管理、輸配送 |

2 立地概要

- (1) 立地場所 福島市大笹生字兎橋１－１ほか（福島おおぞうインター工業団地内）
 (2) 操業開始 令和３年４月
 (3) 従業員数 １８人（うち新規地元常用雇用者３人）

